

山口県報

平成24年
7月6日
(金曜日)

目 次

規則	六
調理師法施行細則の一部を改正する規則(生活衛生課)	一
ふぐの処理の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則(生活衛生課)	一
製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則(生活衛生課)	二
理容師法施行細則の一部を改正する規則(生活衛生課)	二
美容師法施行細則の一部を改正する規則(生活衛生課)	二
クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則(生活衛生課)	三
山口県浄化槽保守点検業者登録条例施行規則の一部を改正する規則(廃棄物・リサイクル対策課)	三
保健師助産師看護師法施行細則の一部を改正する規則(医療保険課)	三
山口県研修医研修資金貸付規則の一部を改正する規則(地域医療推進室)	三
栄養士法施行細則の一部を改正する規則(健康増進課)	四
母体保護法施行細則の一部を改正する規則(健康増進課)	四
温泉法施行細則の一部を改正する規則(薬務課)	四
身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則(障害者支援課)	四
建築士法施行細則の一部を改正する規則(建築指導課)	五
告示	五
統計調査の指定に関する告示の一部改正(統計分析課)	五
公安委規則	五
山口県警察本部組織規則の一部を改正する規則	五
金属くず類回収業に関する条例施行規則の一部を改正する規則	六
山口県道路交通規則の一部を改正する規則	六



調理師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年七月六日

山口県知事 二井 関成

山口県規則第四十号

調理師法施行細則の一部を改正する規則

調理師法施行細則(平成元年山口県規則第三十四号)の一部を次のように改正する。
別記第一号様式の添付書類を次のように改める。

添付書類

戸籍の謄本又は抄本(日本の国籍を有しない者については、申請の原因たる事実を証する書類)

附 則

この規則は、平成二十四年七月九日から施行する。

平成二十四年七月六日

山口県知事 二井 関成

山口県規則第四十一号

ふぐの処理の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則

ふぐの処理の規制に関する条例施行規則(昭和五十六年山口県規則第五十号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項第二号を次のように改める。

二 戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第七号第五号に掲げる事項(日本の国籍を有しない者については、同法第三十条の四十五に規定する国籍等)を記載したものに限る。)

第二条第三項第三号中「覚せい剤」を「覚醒剤」に改める。

別記第一号様式中「戸籍の謄本」を「謄本」に改め、同様式の添付書類2を次のように改める。

2 戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し（住民基本台帳法第7条第5号に掲げる事項（日本の国籍を有しない者については、同法第30条の45に規定する国籍等）を記載したものに限る。）

別記様式一第様式の添付書類2中「田が見えない者、精神障害者」を「視覚若しくは精神の機能の障害」に、「寛せい剤」を「覚醒剤」に改める。

別記様式四号様式の添付書類を次のように改める。

添付書類
戸籍の謄本又は抄本（日本の国籍を有しない者については、申請の原因たる事実を証する書類）

附 則

この規則は、平成二十四年七月九日から施行する。ただし、第二条第二項第三号及び別記第一号様式の改正規定（同様式の添付書類2の改正規定を除く。）は、公布の日から施行する。

製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年七月六日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第四十二号

製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則

製菓衛生師法施行細則（昭和六十一年山口県規則第三十号）の一部を次のように改正する。

別記様式一第様式中「はり付け欄」を「貼付け欄」に改め、同様の添付書類1を次のように改める。

／ 戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し（住民基本台帳法第7条第5号に掲げる事項（日本の国籍を有しない者については、同法第30条の45に規定する国籍等）を記載したものに限る。）

別記様式一第様式の添付書類2中「寛せい剤」を「覚醒剤」に改める。

別記様式四号様式の添付書類を次のように改める。

添付書類

戸籍の謄本又は抄本（日本の国籍を有しない者については、申請の原因たる事実を証する書類）

附 則

この規則は、平成二十四年七月九日から施行する。

理容師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年七月六日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第四十三号

理容師法施行細則の一部を改正する規則

理容師法施行細則（昭和六十一年山口県規則第三十一号）の一部を次のように改正する。

別記様式一第様式中「はり付け欄」を「貼付け欄」に、「理容いす」を「理容椅子」に、「ふた付き汚物箱」を「蓋付き汚物箱」に、「ふた付き毛髪箱」を「蓋付き毛髪箱」に改め、同様の規5中「外国人登録法（昭和27年法律第125号）の規定による外国人登録原票の記載事項に関する市町村長の証明書」を「住民票の写し（住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。）」に改める。

附 則

この規則は、平成二十四年七月九日から施行する。

美容師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年七月六日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第四十四号

美容師法施行細則の一部を改正する規則

美容師法施行細則（昭和六十一年山口県規則第三十二号）の一部を次のように改める。

別記様式一第様式中「はり付け欄」を「貼付け欄」に、「セットいす」を「セット椅子」に、「美顔術いす」を「美顔術椅子」に、「シャンプーいす」を「シャンプー椅子」に、「ふた付き汚物箱」を「蓋付き汚物箱」に、「ふた付き毛髪箱」を「蓋付き毛髪箱」に改め、同様の規5中「外国人登録法（昭和27年法律第125号）の規定による外国人登録原票の記載事項に関する市町村長の証明書」を「住民票の写し（住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。）」に改める。

附 則
この規則は、平成二十四年七月九日から施行する。

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年七月六日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第四十五号

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則

クリーニング業法施行細則（平成二年山口県規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第八条第二号を次のように改める。

- 一 戸籍の謄本又は抄本（日本の国籍を有しない者については、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する国籍等を記載した住民票（の写し））

別記第四号様式中「**戸籍の謄本**」を「**住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等を記載した住民票の写し**」に改め、同様式の添付書類1を次のように改める。

- 1 戸籍の謄本又は抄本（日本の国籍を有しない者については、住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等を記載した住民票の写し）

別記第七号様式中「**はつかけ欄**」を「**世帯主欄**」に改め、同様式の添付書類2を次のように改める。

- 2 戸籍の謄本又は抄本（日本の国籍を有しない者については、住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等を記載した住民票の写し）

附 則
この規則は、平成二十四年七月九日から施行する。

山口県浄化槽保守点検業者登録条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年七月六日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第四十六号

山口県浄化槽保守点検業者登録条例施行規則の一部を改正する規則

山口県浄化槽保守点検業者登録条例施行規則（昭和六十一年山口県規則第三号）の一部を次のように改正する。

第三条第四号を次のように改める。

四 個人にあつては、住民票の写し

別記第一号様式中「**戸籍の謄本**」を「**世帯主欄**」に改め、同様式の添付書類5を次のように改める。

- 5 個人にあつては、住民票の写し

附 則

この規則は、平成二十四年七月九日から施行する。

保健師助産師看護師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年七月六日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第四十七号

保健師助産師看護師法施行細則の一部を改正する規則

保健師助産師看護師法施行細則（平成十四年山口県規則第六号）の一部を次のように改正する。

別記第二号様式の添付書類1を次のように改める。

- 1 戸籍の謄本又は抄本

別記第四号様式中「**第3条第2項**」を「**第3条第3項**」に、「**はつかけ欄**」を「**世帯主欄**」に改め、同様式の添付書類1を次のように改める。

- 1 准看護師籍の訂正を受けようとする者にあつては、戸籍の謄本又は抄本

附 則

この規則は、平成二十四年七月九日から施行する。ただし、別記第四号様式の改正規定（同様式の添付書類1の改正規定を除く。）は、公布の日から施行する。

山口県研修医研修資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年七月六日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第四十八号

山口県研修医研修資金貸付規則の一部を改正する規則

山口県研修医研修資金貸付規則(平成二十年山口県規則第四十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第三号を次のように改める。

三 住民票の写し

別記第一号様式の添付書類3を次のように改める。

3 住民票の写し

附 則

この規則は、平成二十四年七月九日から施行する。

栄養士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年七月六日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第四十九号

栄養士法施行細則の一部を改正する規則

栄養士法施行細則(昭和三十八年山口県規則第二十九号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中「**戸籍抄本**」を「**住民票**」に改め、同様式の添付書類2を次のように改める。

2 戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し(住民基本台帳法第7条第5号に掲げる事項(日本の国籍を有しない者については、同法第30条の45に規定する国籍等)を記載したものに限る。)

別記第三号様式中「**はり付け欄**」を「**貼付け欄**」に改め、同様式の添付書類1中「外国人登録法の規定による外国人登録原票の記載事項に関する市町村長の証明書」を「**申請の原因たる事実を証する書類**」に改める。

附 則

この規則は、平成二十四年七月九日から施行する。

母体保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年七月六日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第五十号

母体保護法施行細則の一部を改正する規則

母体保護法施行細則(平成八年山口県規則第九十二号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中「**戸籍抄本**」を「**住民票**」に改め、同様式の添付書類2を次のように改める。

2 戸籍抄本

附 則

この規則は、平成二十四年七月九日から施行する。

温泉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年七月六日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第五十一号

温泉法施行細則の一部を改正する規則

温泉法施行細則(平成十四年山口県規則第五十七号)の一部を次のように改正する。

別記第二十一号様式中「**戸籍抄本**」を「**住民票**」に改め、同様式の添付書類1を次のように改める。

1 個人にあつては、住民票の写し

この規則は、平成二十四年七月九日から施行する。

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年七月六日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第五十二号

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

身体障害者福祉法施行細則（昭和六十二年山口県規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項を削る。

別記第三号様式の添付書類2を削り、同添付書類1を同添付書類とする。

附 則

この規則は、平成二十四年七月九日から施行する。

建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年七月六日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第五十三号

建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則（昭和五十九年山口県規則第三十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号を次のように改める。

一 戸籍の謄本又は抄本

第二条第二項中、「はり付けなければ」を「貼り付けなければ」に改める。

第五条中、「（日本の国籍を有しない者にあつては、外国人登録法第五条第一項の登録証明書）」を削る。

別記第一号様式中、「戸籍謄本」を「戸籍抄本」に、「謄本」を「抄本」に改め、同様式の添付書類1を次のように改める。

一 戸籍の謄本又は抄本

別記第一号様式の注4中、「戸籍謄本」を「戸籍抄本」に改める。

別記第四号様式の添付書類を次のように改める。

添付書類

戸籍の謄本又は抄本

附 則

この規則は、平成二十四年七月九日から施行する。



山口県告示第二百八十二号

統計調査の指定に関する告示（平成二十一年山口県告示第九十一号）の一部を次のように改正し、平成二十四年七月九日から施行する。

平成二十四年七月六日

山口県知事 二井 関 成

三中(三)を削り、(四)を(三)とし、(五)を(四)とし、(六)を(五)とする。

四中「及び外国人登録法（昭和二十七年法律第二百二十五号）により外国人登録原票に登録された者」を削る。



山口県警察本部組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年七月六日

山口県公安委員会

山口県公安委員会規則第八号

山口県警察本部組織規則の一部を改正する規則

山口県警察本部組織規則（昭和二十九年山口県公安委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第四条第五項外事課に関する部分第二号イを削り、同号ロ中、「昭和二十六年政令第三百十九号」の下に「及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）」を加え、同号ロをイとし、ハをロとする。

附 則

この規則は、平成二十四年七月九日から施行する。

金属くず類回収業に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十四年七月六日

山口県公安委員会

山口県公安委員会規則第九号

金属くず類回収業に関する条例施行規則の一部を改正する規則

金属くず類回収業に関する条例施行規則（昭和三十二年山口県公安委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号を次のように改める。

- 一 住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第五号に掲げる事項（日本の国籍を有しない者については、同法第三十条の四十五に規定する国籍等）を記載したものに限る。第三号及び第四号において同じ。）

別記第一号様式の添付書類1を次のように改める。

- ／ 住民票の写し（住民基本台帳法第7条第5号に掲げる事項（日本の国籍を有しない者については、同法第30条の45に規定する国籍等）を記載したものに限る。以下同じ。）

附 則

この規則は、平成二十四年七月九日から施行する。

山口県道路交通規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年七月六日

山口県公安委員会

山口県公安委員会規則第十号

山口県道路交通規則の一部を改正する規則

山口県道路交通規則（昭和四十七年山口県公安委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第十四条第二項第一号を次のように改める。

- 一 住民票の写し又は運転免許証の写し

別記第五号様式の七中「はつたけ欄」を「あひだけ欄」に改め、同様式の添付書類3の(1)を次のように改める。

- (1) 戸籍の謄本又は抄本（日本の国籍を有しない者については、住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等を記載した住民票の写し）

別記第五号様式の七の添付書類5中「あひだけ」を「あひだけ」に改める。
別記第九号様式の注4の(1)及び別記第九号様式の二の注3の(1)中「（日本国籍を有しない者においては、外国人登録法第5条第1項の登録証明書の写し）」を削除。
附 則

この規則は、平成二十四年七月九日から施行する。